

高齢者タクシー料金助成利用券について

高齢者の社会参加の促進及び家族の介護負担の軽減を図るため、タクシーを利用した際の乗車料金の一部を助成します。下記の要件を満たす方にはタクシー利用券を交付しますのでお申込みください。

※すでに交付を受けている方は除きます。



1 対象者

碧南市内に住所を有する65歳以上の在宅の方で、次の①②のいずれにも該当する方

- ① 市民税非課税世帯または生活保護受給世帯の方
- ② 要支援認定者または要介護認定者

上記に該当していても以下の方は対象になりません。

- ・福祉タクシー料金助成の対象の方（身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A判定またはB判定、精神保健福祉手帳1級または2級を所持）
- ・自動車税または軽自動車税の減免を受けている方
- ・特別養護老人ホーム、老人保健施設などに入所等している方

2 助成内容

タクシー乗車料金に対し、1枚につき700円まで助成できる利用券を交付します。

3 交付枚数

1月当たり2枚（毎年7月を基準とし、1年間で最大24枚交付。申請月分から対象）
※毎年7月に更新申請が必要です。

| 申請月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 枚数 | 24枚 | 22枚 | 20枚 | 18枚 | 16枚 | 14枚 | 12枚 | 10枚 | 8枚 | 6枚 | 4枚 | 2枚 |

4 申請方法

申請書に必要事項を記入し、申請に必要な物を添えた上で、高齢介護課高齢福祉係の窓口（1階8番）へ申請してください。

5 申請に必要な物

- ・対象者の方の介護保険被保険者証
- ・窓口へお越しになる方の本人確認証（運転免許証等）
- ・委任状（対象者と窓口へお越しになる方が別世帯の場合のみ）

6 利用方法

- ・ご利用の際、タクシー券と介護保険被保険者証を乗務員に提示してください。
- ・タクシー券は、乗車1回につき2枚まで使うことができます（おつりができません）。
- ・利用できるのは本人のみです（付き添い者の同乗は可）。
- ・交付する「タクシー券綴り」に記載の事業者で利用できます。

7 対象要件に当てはまらなくなった場合

未使用の利用券を添えて、辞退（受給資格喪失）届出書を提出していただきます。

- ・特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームなど施設に入所した場合。
- ・死亡、市外転出、要介護・要支援認定でなくなった場合 など。

（問合せ先 碧南市役所高齢介護課高齢福祉係 電話番号 0566-95-9888）

【利用対象タクシー会社】令和5年8月1日現在

| | 事業所名 | 電話番号 | 所在地 |
|---|-----------------|----------------|---------|
| | <一般タクシー> | | |
| 1 | 三光陸運(株) | 41-0690 | 碧南市須磨町 |
| 2 | 愛知みどり交通(株) | 41-2424 | 碧南市久沓町 |
| 3 | (株)エクスプレス・サービス | 74-6677 | 安城市篠目町 |
| 4 | 刈谷交通(株) | 21-4503 | 刈谷市東陽町 |
| 5 | 大興タクシー(株) | 21-3418 | 刈谷市神田町 |
| 6 | 名鉄タクシー | (0570)010-252 | 西尾市鶴ヶ池町 |
| 7 | 名鉄知多タクシー(株) | (0569)37-1112 | 半田市南末広町 |
| | <介護タクシー> | | |
| 1 | ほほえみケア輸送 | 41-6262 | 碧南市幸町 |
| 2 | 福祉タクシーたまるや | 42-9247 | 碧南市坂口町 |
| 3 | こうしん介護タクシー | (0120)47-1148 | 刈谷市東新町 |
| 4 | 介護福祉タクシーこうえい | 0800-200-7400 | 高浜市碧海町 |
| 5 | 介護タクシーカルカル | (080)9493-2991 | 岡崎市宇頭町 |
| 6 | リフト付介護タクシー 福祉の足 | (0562)92-4886 | 豊明市二村台 |
| 7 | ニコニコ介護タクシー | (080)9732-2525 | 刈谷市広小路 |
| 8 | あらかわさん家の福祉タクシー | (080)5253-0294 | 西尾市下町 |
| 9 | 介護タクシーみらい | (0562)47-4165 | 大府市江端町 |